

次の書類について送達することが困難なため、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び旭川市国民健康保険条例（昭和 34 年旭川市条例第 5 号）第 22 条において準用する旭川市税条例（昭和 43 年旭川市条例第 20 号）第 7 条の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は本市において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 14 日

旭川市長 今 津 寛 介

1 書類の通知書番号

別紙のとおり

2 書類の保管場所

旭川市市民生活部国民健康保険課

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

公 示 送 達 リ ス ト

別紙

通 知 書 番 号	氏 名	賦 課 年 度	対 象 年 度
0 0 5 5 9 5 7 9 0 0	坂藤 実	R 8	R 8
1 1 0 4 1 3 5 7 0 0	天野 誠	R 8	R 8
1 1 9 2 0 4 9 3 0 0	椿 さおり	R 8	R 8
2 0 0 2 1 9 3 7 0 0	山中 楓菜	R 8	R 8
2 0 0 3 1 9 5 1 0 0	金坂 光彦	R 8	R 8
2 0 0 5 7 0 4 8 0 0	YAO WU HUNG	R 8	R 8